

論文

河北西路の酒麴務

清木場 東

G 河北西路

1 眞定府

(1) 酒統計

眞定府の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

眞定府 G1

舊。在城及天威軍・獲鹿・井陘・欒城・藁城・行唐・元氏県 ①※(原文文字不明瞭印)
 八務

歳	135,938貫
熙寧十年祖額	95,445貫220文
買撲	9,287貫445文

注1 熙寧8年に井經県を天威軍に移転。旧県跡に舊県鎮を置く(地理表)

2 天威軍は同下州の軍ではなく初から府に隸する軍で建置の年は不明。なお寰宇記にみえず

G1 眞定府 銭額表

旧額	135,938貫	
新額	官売	95,445貫
	買撲	9,287貫
	計	104,732貫
新旧差額	-31,206貫	
増額率	-23%	
官売率	91%	
買撲率	9%	

旧額135,938貫, 新額(官売+買撲)104,732貫(文は計算せず)で, 両額の差額は-31,206貫, 増加率-23%になる。官売額95,445貫(文切捨)が新額に占める比率である官売率は91%, 買撲額9,287貫が占める比率である買撲率は9%に

なる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

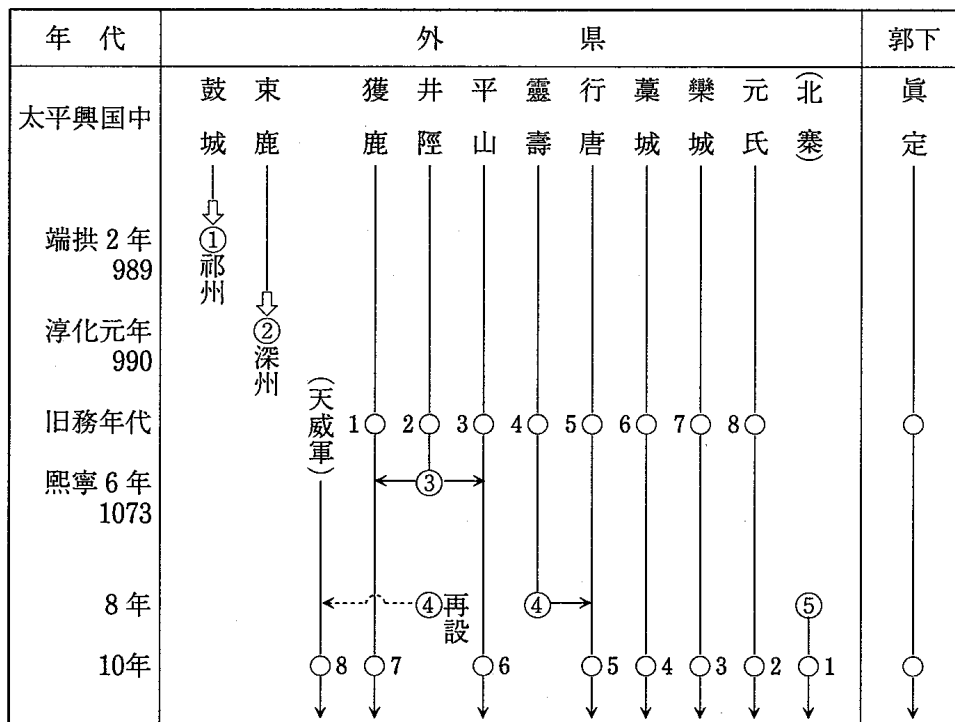
(2) 酒務表

寰宇記61・九域志2・地理志2により太平興國中～元豊間の眞定府諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県6・鎮市1を記すが、それらの酒務からは旧務年代は不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧6年前の旧外県8で、また県酒務6であるので、県置務率は $(6 \div 8)$ は75%になる。州県務(在城+県務6)は7務である。全酒務地8処に占める州県務の比率である州県務率 $(7 \div 8)$ は88%になる。鎮市務は1務で、鎮市務率 $(1 \div 8)$ は13%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²獲鹿・³井陘・⁴欒城・⁵藁城・⁶行唐・⁷元氏県(州県務7)及び⁸天威軍(鎮市務1)の計8処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地8処に占める併設地の比率である併設率 $(8 \div 8)$ は、100%になる。旧商税務

G1 眞定府 県変遷図



注1 ↓：存続，⇌：併入，↓：割出，←：移転，①～⑤：置廢の資料番号
2 以下の県変遷図の記号は上図の変遷図に同じ

14処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商稅務率（8÷14）は、57%になる。

次に酒務地に新商稅務が設置された新稅務地は、酒統計に□印を付した上記の1～7の地（州縣務7）の計7処である。酒務地8処に対する新稅務地の比率である新稅務地率（7÷8）は、88%になる。新商稅務9処⁽³⁾に対する新稅務地の比率である対新商稅務率（7÷9）は、78%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～7の地（州縣務7）の計7処である。酒務地8処に占める存続地の比率である存続率（7÷8）は、88%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の眞定府の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G1 眞定府 格次府 地理表（主戸69,753 客戸12,854 計82,607 貢 羅）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計12
次赤	眞定	郭下	8	0	0	0		滋水, 滹沱河	2
次畿	藁城	東 68	6	0	0	0		滋水, 滹沱河	2
次畿	欒城	南 63	2	0	0	0		泚水, 洺水	2
次畿	元氏	南 98	6	0	0	0		槐河	1
次畿	井陘	西南 89	1	1	100	0	舊県鎮	陘水, 縣蔓水	2
次畿	獲鹿	西南 99	3	1	33	0	石邑鎮	滹沱河	1
次畿	平山	西 65	5	0	0	0		冶河	1
次畿	行唐	北 55	6	2	33	0	靈壽・慈谷鎮	常水	1
	北寨	西北 200	2	1	50	0	嘉祐鎮		0
計 9			39	5	12	0	土 産 常山, 瓜子羅, 孔雀羅, 春羅, 梨		5種

G1 眞定府 酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	對 稅 務 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	對 稅 務 率	存 続 地	存 続 率
8	6	75	7	88	1	13	8	8	100	14	57	7	88	9	78	7	88
併設地		州県	¹ 在城・ ² 獲鹿・ ³ 井陘・ ⁴ 欒城・ ⁵ 藁城・ ⁶ 行唐・ ⁷ 元氏県													7 処	
計 8		鎮市	⁸ 天威軍													1 処	
新稅務地		州県	1～7の地													7 処	
計 7		鎮市														0 処	
存続地		州県	1～7の地													7 処	
計 7		鎮市														0 処	
不明地													0 処	不明率	0 %		

注1 眞定県は郭下県。新旧商稅務数及び酒務数に入れず
 2 井陘県は新稅時代では天威軍に移転していた。天威軍はこのため地理表にみえず存続率が低い。存続率+不明率<100%のケースである。

注

- (1) 県変遷図の作成史料は拙著『北宋の商業活動』（久留米大学経済叢書13, 2005年), 151～152頁参照。
- (2) (1)の書150頁に掲載。
- (3) (1)の書150～151頁に掲載。
- (4) (1)の書153頁の地理表を移録。

2 相州

(1) 酒統計

相州の旧酒務及び新旧酒錢額は次の如くである。

相州 G2

○□△ 在城及蕩陰・永和・臨漳・鄴・林慮県・天禧鎮七務

①原文, 陽。志, 蕩

①
 歲
 熙寧十年祖額
 買撲

50,441貫
 46,980貫 874文
 4,025貫 584文

旧額50,441貫，新額（官売+買撲）51,005貫（文は計算せず）で，両額の差額は564貫，増加率1%になる。官売額46,980貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は92%，買撲額4,025貫が占める比率である買撲率は8%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

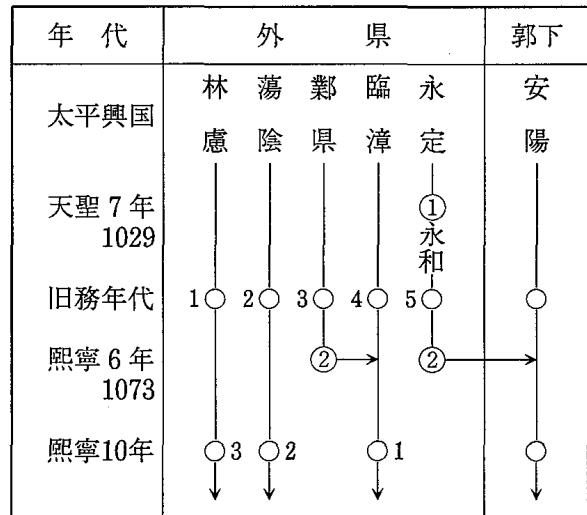
G2 相州 銭 額 表

旧 額	50,441 貫	
新 額	官売	46,980 貫
	買撲	4,025 貫
	計	51,005 貫
新旧差額	564 貫	
増 額 率	1 %	
官 売 率	92 %	
買 撲 率	8 %	

(2) 酒務表

寰宇記55・九域志2により太平興國中～元豊間の相州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県5・鎮市1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

G2 相州 県変遷図



図によれば熙寧6年前の旧外県5で，また県酒務5であるので，県置務率は

$(5 \div 5)$ は100%になる。州県務（在城+県務5）は6務である。全酒務地7処に占める州県務の比率である州県務率 $(6 \div 7)$ は，86%になる。鎮市務は1務で，鎮市務率 $(1 \div 7)$ は，14%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²蕩陰・³永和・⁴臨漳・⁵鄴・⁶林慮県（州県務6）及び天禧鎮（鎮市務1）の計7処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地7処に占める併設地の比率である併設率 $(7 \div 7)$ は，100%になる。旧商税務7処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 $(7 \div 7)$ は，100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は，酒統計に□印を付した上記の1～6の地（州県務6），及び天禧鎮（鎮市務1）の計7処である。酒務地7処に対

する新税務地の比率である新務地率 (7÷7) は, 100%になる。新商税務7処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 (7÷7) は, 100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は, 酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～6の地(州県務6), 及び7の地(鎮市務1)で計7処である。酒務地7処に占める存続地の比率である存続率 (7÷7) は, 100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく, 不明率0%である。以上の相州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G2 相州 格望 地理表 (主戸26,753 客戸21,093 計47,846 貢 紗, 絹, 知母, 胡粉)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 8
緊 安陽	郭下	4	2	50	0	天禧・永和鎮	洹水, 防水	2
緊 蕩陰	南 40	1	0	0	0		菱水, 湯水, 淇水	3
緊 臨漳	東北 60	2	1	50	0	鄴鎮	漳水	1
中 林慮	西 90	1	0	0	冶 1	碯陽冶	洹水, 漳水	2
計 4		8	3	37	1	土産 紗, 絹, 鳳翹蓆, 胡粉, 花口胡蘆		5種

G2 相州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存
5	5	100	6	86	1	14	7	7	100	7	100	7	100	7	100	7	100
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 蕩陰・ ³ 永和・ ⁴ 臨漳・ ⁵ 鄴・ ⁶ 林慮県														6 処	
計 7	鎮 市	⁷ 天禧鎮														1 処	
新 税 務 地	州 県	1～6の地														6 処	
計 7	鎮 市	7の地														1 処	
存 続 地	州 県	1～6の地														6 処	
計 7	鎮 市	7の地														1 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著154頁参照。
- (2) (1)の書153頁に掲載。
- (3) (1)の書154頁に掲載。
- (4) (1)の書155頁の地理表を移録。

3 定州

(1) 酒統計

定州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

定州 G3	
舊。在城及新樂・龍泉・曲陽・無極・唐県・北平軍 七務 ①—————②	
歳	146,521貫
熙寧十年祖額	③————— 107,908貫 336文
買撲	5,639貫 844文

- ①原文になし。本文参照
- ②原文になし。北平軍を加えたため 7務となる。
- ③北平軍額を加えた。本文参照

酒統計の末尾に「北平軍。舊。在城一務。歳 20,168貫。併入定州」とみえる。この軍は同下州の軍ではなく、慶暦2年に北平寨に置かれた軍で、同4年には北平県に軍使が置かれた⁽¹⁾。また商税統計では旧務時代・新務時代ともに定州の税務とし北平県・北平軍の名称で示されている。酒統計に北平県がみえないので、酒旧務は慶暦4年以後の酒務であろう。よって北平軍の旧額は便宜上定州の旧額に入れ、またその酒務は県務として取扱う。

G3 定州 銭 額 表

旧 額	146,521 貫	
新 額	官売	107,908 貫
	買撲	5,639 貫
	計	113,547 貫
新旧差額	-32,974 貫	
増 額 率	-23 %	
官 売 率	95 %	
買 撲 率	5 %	

注 旧額は北平軍旧額を含む

旧額146,521貫（北平軍旧額を含む）、新額（官売+買撲）113,547貫（文は計算せず）

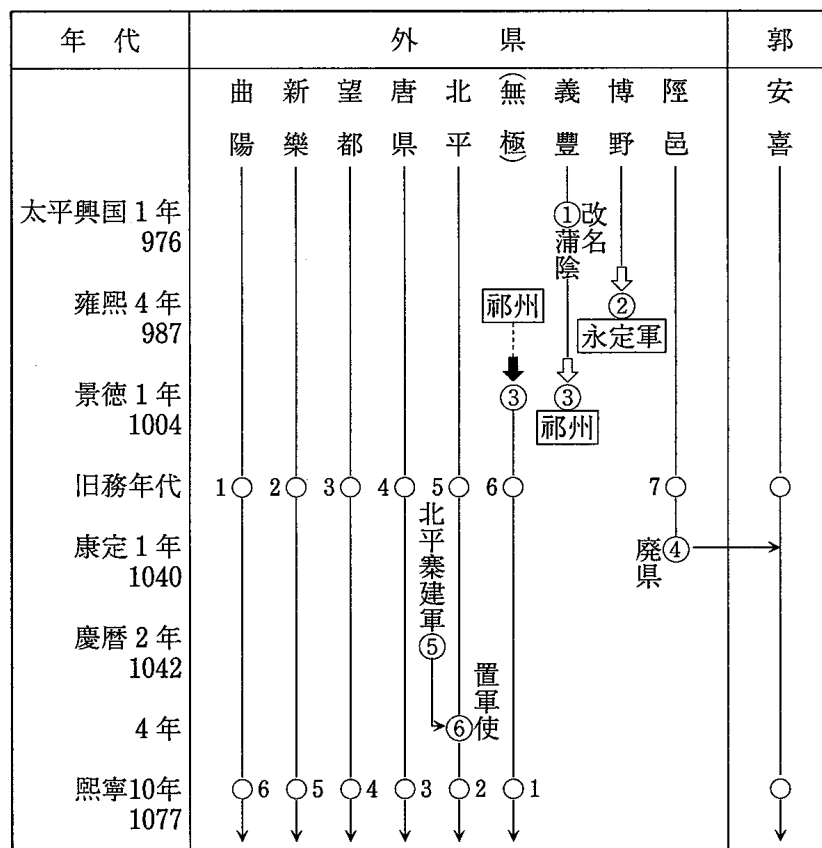
で、両額の差額は-32,974貫，増加率-23%になる。官売額107,908貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は95%，買撲額5,639貫が占める比率である買撲率は5%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

(2) 酒務表

寰宇記62・九域志2により太平興國中～元豊間の定州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県5（北平県に北平軍使が置かれた）・鎮市1を記す。先に述べたように酒務の旧務年代は慶暦4年以後であり，県変遷図の商税務の旧務年代と相違する。

図によれば熙寧10年前の旧外県7で，また県酒務5であるので，県置務率は $(5 \div 7)$ は71%になる。州県務（在城+県務5）は6務である。全酒務地7処（北平軍を含む）に占める州県務の比率である州県務率 $(6 \div 7)$ は，86%になる。鎮市務

G3 定州 県変遷図



↓：割入，（ ）：太平興国後の管県

は1務で、鎮市務率（1÷7）は、14%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²新樂・³曲陽・⁴無極・⁵唐県・⁶北平軍（州県務6）及び⁷龍泉（鎮市務1）の計7処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地7処に占める併設地の比率である併設率（7÷7）は、100%になる。旧商税務17処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率（7÷17）は、41%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1～6の地（州県務6）、及び7地（鎮市務1）の計7である酒務地7に対する新税務地の比率である新務地率（7÷7）は100%になる。新商税務9処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率（7÷9）は、78%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～6の地（州県務6）、及び7の地（鎮市務1）で計7処である。酒務地7処に占める存続地の比率である存続率（7÷7）は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の定州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G3 定州 格上 地理表（主戸44,530 客戸14,730 計59,260 貢 羅, 綾）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計10
緊	安喜	郭下	7	0	0	0		澧水, 慮奴水, 長星川	3
緊	無極	南 90	3	0	0	0		潰河	1
上	曲陽	西 60	3	1	33	0	龍泉鎮	曲陽水	1
中	唐県	北 50	3	2	66	0	力士・赤岸鎮	澧水	1
中	望都	東北 60	3	0	0	0		唐水	1
中	新樂	西南 50	2	0	0	0		涇水, 木刀溝	2
中下	北平	北 90	2	0	0	0		濡水	1
計	7		23	3	13	0	土産 兩窠紋綾, 羅奇, 楊藜, 常山, 人蓆, 磁器		6種
秦	軍城	西 120	0	0	0	0			

G3 定州 酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	対 旧 商 稅 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	対 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率
7	5	71	6	86	1	14	7	7	100	17	41	7	100	9	78	7	100
併 設 地		州 県	¹ 在城・ ² 新樂・ ³ 曲陽・ ⁴ 無極・ ⁵ 唐県・ ⁶ 北平軍（北平県）													6 処	
計 7		鎮 市	⁷ 龍泉													1 処	
新 稅 務 地		州 県	1～6の地													6 処	
計 7		鎮 市	7の地													1 処	
存 続 地		州 県	1～6の地													6 処	
計 7		鎮 市	7の地													1 処	
不 明 地												0 処	不 明 率	0 %			

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 156頁参照。
- (2) (1)の書155頁に掲載。
- (3) (1)の書155頁に掲載。
- (4) (1)の書157頁の地理表を移録。

4 邢州

(1) 酒統計

邢州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

邢州 G4

^{○□△}在城及^{○□△}鉅鹿・^{○□△}平郷・^{○□△}内丘・^{○□△}堯山・^{○□△}龍岡・^{○□△}沙河・^{□△}南和・
[△]任県・^{□△}碁村・^{□△}新店・^{○□△}團城鎮十二務
^③

- ①郭下県, 酒務数に入れず
- ②原文, 河沙.志, 沙河
- ③原文, 県.志, 鎮

歳 64,683貫
 熙寧十年祖額 65,865貫410文
 買撲 5,648貫520文

注 任県は熙寧5年に、平郷県・堯山県は6年に鎮に降格

旧額64,683貫，新額（官売+買撲）71,513貫（文は計算せず）で，両額の差額は6,830貫，増加率11%になる。官売額65,865貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は92%，買撲額5,648貫が占める比率である買撲率は8%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

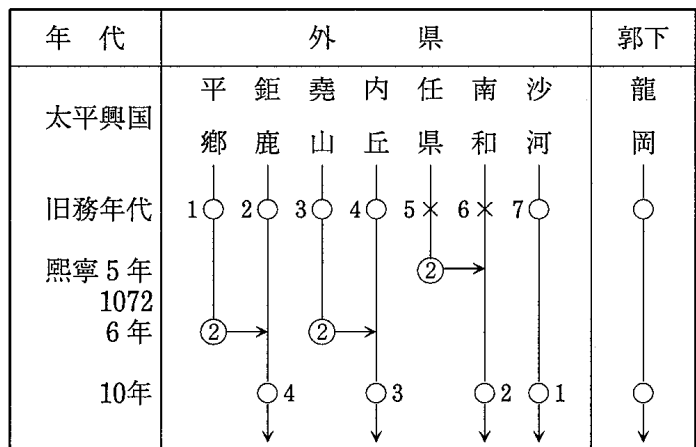
G4 邢州 銭額表

旧 額	64,683 貫	
新 額	官売	65,865 貫
	買撲	5,648 貫
	計	71,513 貫
新旧差額	6,830 貫	
増 額 率	11 %	
官 売 率	92 %	
買 撲 率	8 %	

(2) 酒務表

寰宇記59・九域志2により太平興國中～元豊間の邢州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県7・鎮市3を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

G4 邢州 県変遷図



図によれば熙寧5年前の旧外県

7で，また県酒務7であるので，県置務率は $(7 \div 7)$ は100%になる。州県務（在城+県務7）は8務である。全酒務地11処に占める州県務の比率である州県務率 $(8 \div 11)$ は，73%になる。鎮市務は3務で，鎮市務率 $(3 \div 11)$ は，27%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²鉅鹿・³平郷・⁴内丘・⁵堯山・⁶沙河（州県務6）及び⁷團城鎮（鎮市務1）の計7処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地11処に占める併設地の比率である併設率 $(7 \div 11)$ は，64%になる。旧商税務7処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 $(7 \div 7)$ は，100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1～6の地・南和⁸（州県務7）、及び7の地・碁村・新店¹⁰（鎮市務3）の計10処である。酒務地11処に対する新税務地の比率である新務地率（10÷11）は、91%になる。新商税務10処³に対する新税務地10の比率である対新商税務率（10÷10）は、100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁴にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～6・8の地・任県¹¹（州県務8）、及び7・9・10の（鎮市務3）で計11処である。酒務地11処に占める存続地の比率である存続率（11÷11）は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の邢州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G4 邢州 格上 地理表（主戸38,936 客戸21,697 計60,633 貢 絹, 瓷器, 解玉沙）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計10
上	龍岡	郭下	3	0	0	0		蓼水, 潤水	2
上	沙河	南 25	3	1	33	鉄冶 1	碁村鎮	潤水	1
上	鉅鹿	東北 100	4	3	75	0	平郷・新店・團城鎮	大陸澤, 漳河, 落漠水	3
上	内丘	北 47	5	1	20	0	堯山鎮	泚水, 渚水	2
中	南和	東南 32	3	1	33	0	任鎮	任水, 泚水	2
計	5		18	6	33	1	土産 白甌器, 絲布, 解玉沙, 綿, 綾		5種

G4 邢州 酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	対 旧 商 率	稅 務 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	対 新 商 率	稅 務 率	存 続 地	存 続 率
7	7	100	8	73	3	27	11	7	64	7	100	10	91	10	100	11	100	11	100
併設地		州県	¹ 在城・ ² 鉅鹿・ ³ 平郷・ ⁴ 内丘・ ⁵ 堯山・ ⁶ 沙河															6 処	
計 7		鎮市	⁷ 團城鎮															1 処	
新稅務地		州県	⁸ 1～6の地・南和															7 処	
計 10		鎮市	⁹ 7の地・ ¹⁰ 碁村・ ¹¹ 新店															3 処	
存続地		州県	1～6・8の地・ ¹¹ 任県															8 処	
計 11		鎮市	7・9・10の地															3 処	
不明地														0 処	不明率	0 %			

注 龍岡県は郭下，酒務数に入れず

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，158頁参照。
- (2) (1)の書157頁に掲載。
- (3) (1)の書158頁に掲載。
- (4) (1)の書159頁の地理表を移録。

5 懷州

(1) 酒統計

懷州の旧酒務及び新旧酒錢額は次の如くである。

懷州 G5

舊。在城及武陟・武德・修武・河内県・青化・宋郭・萬善鎮・^①郭下県，酒務に入れず
尚郷・柏樹店十務

歳 41,243貫
熙寧十年祖額 34,697貫 724文
買撲 73貫 337文

旧額41,243貫，新額（官売+買撲）34,770貫（文は計算せず）で，両額の差額は-6,473貫，増加率-16%になる。官売額34,697貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は100%，買撲額73貫が占める比率である買撲率は0%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

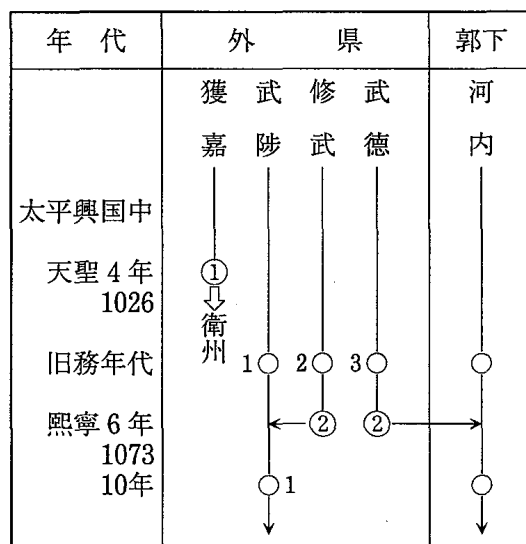
G5 懷州 銭 額 表

旧 額	41,243 貫	
新 額	官売	34,697 貫
	買撲	73 貫
	計	34,770 貫
新旧差額	-6,473 貫	
増 額 率	-16 %	
官 売 率	100 %	
買 撲 率	0 %	

(2) 酒務表

寰宇記53・九域志2により太平興國中～元豊間の懷州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県3・鎮市5を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

G5 懷州 県変遷図



図によれば熙寧6年前の旧外県3で，また県酒務3であるので，県置務率は(3÷3)は100%になる。州県務（在城+県務3）

は4務である。全酒務地9処に占める州県務の比率である州県務率(4÷9)は，44%になる。鎮市務は5務で，鎮市務率(5÷9)は，56%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²武陟・³武德・⁴修武（州県務4）及び⁵青化・⁶宋郭・⁷萬善鎮（鎮市務3）の計7処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地9処に占める併設地の比率である併設率(7÷9)は，78%になる。旧商税務8処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率(7÷8)は，88%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は，酒統計に□印を付した上記の1～4の地（州県務4），及び5～7の地（鎮市務3）の計7処である。酒務地9処

に対する新税務地の比率である新務地率 (7÷9) は、78%になる。新商税務7
 処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 (7÷7) は、100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△
 印を付している。存続地は上記の1～4の地・(州県務4)、及び5～7(鎮市務3)
 で計7処である。酒務地9処に占める存続地の比率である存続率 (7÷9) は、78
 %になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地は尚郷・柏樹店の⁸
 2務であり、不明地が酒務地9処に占める比率である不明率 (2÷9) は、22%に
 なる。以上の懷州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G5 懷州 格雄 地理表 (主戸19,234 客戸13,682 計32,916 貢 牛膝)

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計5
緊 河内	郭下	7 4	57	0	武徳・宋郭・清化・萬善鎮	黄河, 沁水, 溴水	3
中 武陟	東 85	6 1	16	0	修武鎮	黄河, 沁水	2
計 2		13 5	38	0	土 産 絲, 絹, 朱膠, 絨, 綿		5種

G5 懷州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存
外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 武陟・ ³ 武徳・ ⁴ 修武														4 処	
計 7	鎮 市	⁵ 青化・ ⁶ 宋郭・ ⁷ 萬善鎮														3 処	
新 税 務 地	州 県	1～4の地														4 処	
計 7	鎮 市	5～7の地														3 処	
存 続 地	州 県	1～4の地														4 処	
計 7	鎮 市	5～7の地														3 処	
不 明 地		⁸ 尚郷・ ⁹ 柏樹店											2 処	不 明 率	22 %		

注 河内県は郭下, 酒務数に入れず

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，160頁参照。
- (2) (1)の書159頁に掲載。
- (3) (1)の書159～160頁に掲載。
- (4) (1)の書161頁の地理表を移録。

6 衛州

(1) 酒統計

衛州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

衛州 G6	
舊。在城及共城・新郷・獲嘉県・太學鎮五務	①原文，城
歳	41,012貫
熙寧十年祖額	46,491貫154文
買撲	16,477貫710文

旧額41,012貫，新額（官売＋買撲）62,968貫（文は計算せず）で，両額の差額は21,959貫，増加率54%になる。官売額46,491貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は74%，買撲額16,477貫が占める比率である買撲率は26%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

旧 額	41,012 貫	
新 額	官売	46,491 貫
	買撲	16,477 貫
	計	62,968 貫
新旧差額	21,959 貫	
増 額 率	54 %	
官 売 率	74 %	
買 撲 率	26 %	

(2) 酒務表

寰宇記56・九域志2により太平興國中～元豊間の衛州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県3・鎮市1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は

不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

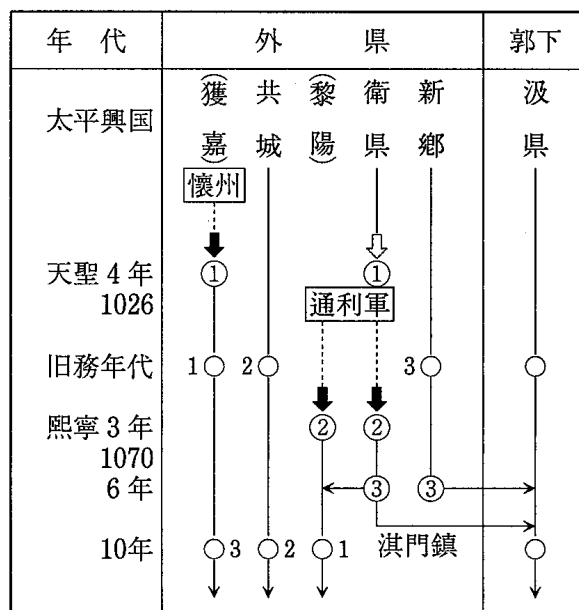
図によれば熙寧3年前の旧外県3で、また県酒務3であるので、県置務率は(3÷3)は100%になる。州県務(在城+県務3)は4務である。全酒務地5処に占める州県務の比率である州県務率(4÷5)は、80%になる。鎮市務は1務で、鎮市務率(1÷5)は、20%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²共城・³新郷・⁴獲嘉県(州県務4)の計4処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地5処に占める併設地の比率である併設率(4÷5)は、80%になる。旧商税務8処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率(4÷8)は、50%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1～4の地(州県務4)の計4処である。酒務地5処に対する新税務地の比率である新務地率(4÷5)は、80%になる。新商税務13処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率(4÷13)は、31%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～4の地(州県務4)で計4処である。酒務地5処に占める存続地の比率である存続率(4÷5)は、80%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地は太學鎮務で、不明地が酒務地5処に占める比率である不明率(1÷5)は、20%になる。以上の衛州の酒務・諸数値酒務表に整理して示す。

G6 衛州 県変遷図



注：淇門鎮の汲県への併入は、熙寧3年に行われた可能性もある。

G6 衛州 格望 地理表 (主戸33,843 客戸13,873 計47,716 貢 絹, 綿)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備	考	水	系	計
中	汲県	郭下	5	3	60	0	杏園・新郷・淇門鎮		黄河, 御河		2
中	獲嘉	西 90	4	1	25	0	大寧鎮		黄河, 清水		2
中	共城	西北 55	3	0	0	場 1	銀錫場		淇水, 百門陂		2
中	黎陽	東北 120	4	2	50	0	衛・苑橋鎮		黄河, 永濟渠		2
計	4		16	6	37	1	土産	絲, 布, 絹			3種
黎陽監	北	2	0	0	0	1	錢監				0

G6 衛州 酒 務 表

外	置	置	州	州	鎮	鎮	酒	併	併	旧	对	税	新	新	新	对	税	存	存
県	務	務	県	県	市	市	務	設	設	商	旧	務	稅	稅	商	稅	務	続	続
3	3	100	4	80	1	20	5	4	80	8	50	4	80	13	31	4	80		
併設地	州県	¹ 在城・ ² 共城・ ³ 新郷・ ⁴ 獲嘉県																4 処	
計 4	鎮市																	0 処	
新稅務地	州県	1～4の地																4 処	
計 4	鎮市																	0 処	
存続地	州県	1～4の地																4 処	
計 4	鎮市																	0 処	
不明地	太學鎮														1 処	不明率	20 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 162頁参照。
- (2) (1)の書161頁に掲載。
- (3) (1)の書161～162頁に掲載。
- (4) (1)の書163頁の地理表を移録。

7 洺州

(1) 酒統計

洺州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

洺州 G7

舊。在城及肥郷・平恩・曲周・臨洺・雞澤^①・北洺水・永泰
 村・清漳・新安・白家灘鎮十一務^②

歳	56,877貫
熙寧十年祖額	53,544貫 894文
買撲	3,418貫 536文

①原文、鷄。志、雞
 ②原文、攤。志、灘

旧額56,877貫，新額（官売+買撲）56,962貫（文は計算せず）で，両額の差額は85貫，増加率0.1%になる。官売額53,544貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は94%，買撲額3,418貫が占める比率である買撲率は6%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

G7 洺州 銭額表

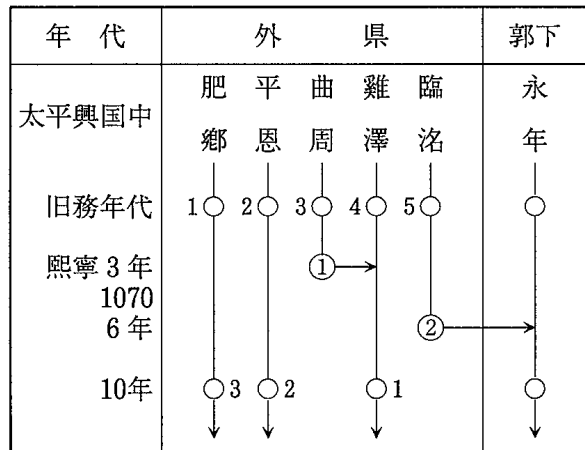
旧 額	56,877 貫	
新 額	官売	53,544 貫
	買撲	3,418 貫
	計	56,962 貫
新旧差額	85 貫	
増 額 率	0.1 %	
官 売 率	94 %	
買 撲 率	6 %	

(2) 酒務表

寰宇記58・九域志2により太平興國中～元豊間の洺州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県5・鎮5を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

図によれば熙寧3年前の旧外県5で，

G7 洺州 県変遷図



また県酒務5であるので、県置務率は $(5 \div 5)$ は100%になる。州県務（在城+県務5）6務である。全酒務地11処に占める州県務の比率である州県務率 $(6 \div 11)$ は、55%になる。鎮市務は5務で、鎮市務率 $(5 \div 11)$ は、45%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²肥郷・³平恩・⁴周曲・⁵臨洺・⁶雞澤県（州県務6）及び⁷白家灘鎮（鎮市務1）の計7処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地11処に占める併設地の比率である併設率 $(7 \div 11)$ は、64%になる。旧商税務9処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 $(7 \div 9)$ は、78%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1～6の地（州県務6）及び7地・⁸北洺水・⁹新安（鎮市務3）の計9処である。酒務地11処に対する新税務地の比率である新務地率 $(9 \div 11)$ は、82%になる。新商税務11処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 $(9 \div 11)$ は、82%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～6の地（州県務6）、及び7～9の地・¹⁰清漳（鎮市務4）で計10処である。酒務地11処に占める存続地の比率である存続率 $(10 \div 11)$ は、91%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地は¹¹永泰村1務で、不明地が酒務地11処に占める比率である不明率 $(1 \div 11)$ は、9%になる。以上の洺州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G7 洺州 格望 地理表（主戸25,107 客戸10,652 計35,759 土貢 羅）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計0
上 永年	郭下	4	2	50	0	臨洺東・臨洺西鎮		0
望 肥郷	東南 35	2	4	200	0	翟固・新寨・清漳・新安鎮		0
緊 平恩	東 90	2	2	100	0	白家灘・南洺水鎮		0
中 雞澤	東 60	4	2	50	0	曲周・北洺水鎮		0
計 4		12	10	83	0	土産 平紬, 絶子, 絹, 人蓂, 油衣		5種

G7 洺州

酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	対 稅 舊 商 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	対 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率
5	5	100	6	55	5	45	11	7	64	9	78	9	82	11	82	10	91
併 設 地		州 県	¹ 在城・ ² 肥郷・ ³ 平恩・ ⁴ 周曲・ ⁵ 臨洺・ ⁶ 雞澤県													6 処	
計 7		鎮 市	⁷ 白家灘鎮													1 処	
新 稅 務 地		州 県	1～6の地													6 処	
計 9		鎮 市	⁷ 7の地・ ⁸ 北洺水・ ⁹ 新安													3 処	
存 続 地		州 県	1～6の地													6 処	
計 10		鎮 市	7～9の地・ ¹⁰ 清漳													4 処	
不 明 地			¹¹ 永泰村											1 処	不 明 率	9 %	

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 164頁参照。
- (2) (1)の書163頁に掲載。
- (3) (1)の書164頁に掲載。
- (4) (1)の書165頁の地理表を移録。

8 深州

(1) 酒統計

深州の旧酒務及び新旧酒錢額は次の如くである。

深州 G8

○□△ ○□△ ○□△ ○□△ ○□△
舊。在城及安平・武彊・饒陽・東鹿県五務

歲	79,004貫
熙寧十年祖額	61,332貫597文
買撲	5,883貫660文

旧額79,004貫，新額（官売+買撲）67,215貫（文は計算せず）で，両額の差額は-11,789貫，増加率-15%になる。官売額61,332貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は91%，買撲額5,883貫が占める比率である買撲率は9%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

G8 深州 銭 額 表

旧 額	79,004 貫	
新 額	官 売	61,332 貫
	買 撲	5,883 貫
	計	67,215 貫
新旧差額	-11,789 貫	
増 額 率	-15 %	
官 売 率	91 %	
買 撲 率	9 %	

(2) 酒務表

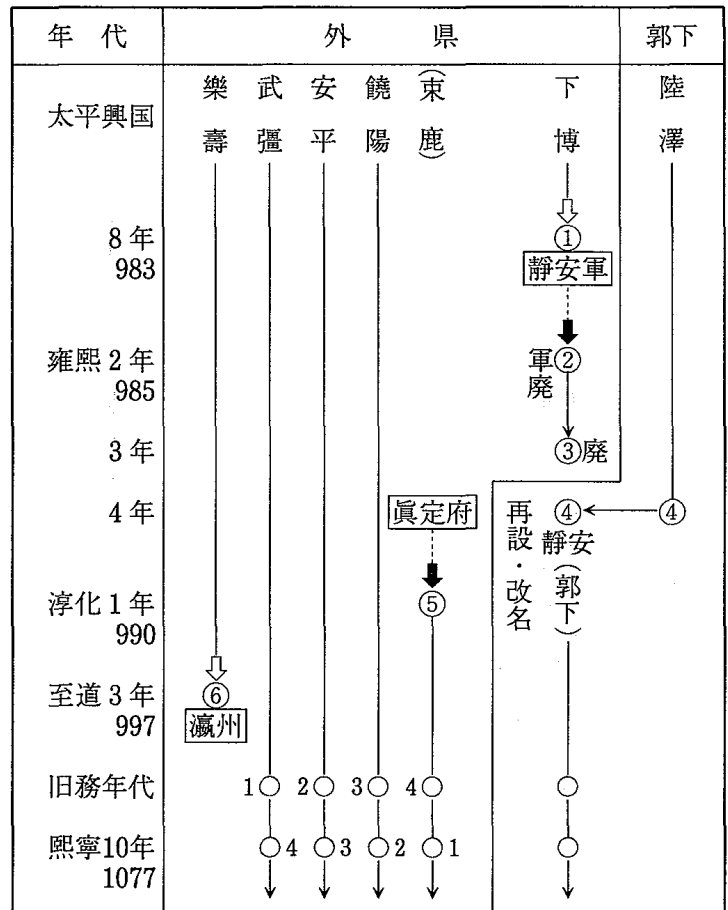
寰宇記63・九域志2により太平興國中～元豊間の深州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県4を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県4で，また県酒務4であるので，県置務率は(4÷4)は100%になる。州県務（在城+県務4）は5務である。全酒務地5処に占める州県務の比率である州県務率(5÷5)は100%になる。

鎮市務はなく，鎮市務率0%である。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²安平・³武彊・⁴饒陽・⁵東鹿県（州県務5）の計5処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地5処に占める併設地の比率である併

G8 深州 県変遷図



設率（5÷5）は、100%になる。旧商税務5処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率（5÷5）は、100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1～5の地（州県務5）で計5処である。酒務地5処に対する新税務地の比率である新務地率（5÷5）は、100%になる。新商税務5処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率（5÷5）は、100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～5の地（州県務5）で計5処である。酒務地5処に占める存続地の比率である存続率（5÷5）は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の深州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G8 深州 格望 地理表（主戸33,518 客戸5,250 計38,768 貢 絹）

格	県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計9
望	静安	郭下	4	0	0	0		衡漳水, 大陸澤	2
望	東鹿	西 45	4	0	0	0		衡漳水, 滹沱河	2
望	安平	西北 85	3	0	0	0		沙河, 滹沱河	2
望	饒陽	北 90	3	0	0	0		滹沱河	1
望	武彊	東北 60	4	0	0	0		衡漳水, 武彊泉	2
計	5		18	0	0	0	土 産 布, 絹, 石榴		3種

G8 深州

酒 務 表

外 県	置 務 率	州 県 務	鎮 市 務	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	對 舊 商 稅 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	對 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率	
4	4	100	5	100	0	0	5	5	100	5	100	5	100	5	100
併 設 地		州 県	¹ 在城・ ² 安平・ ³ 武彊・ ⁴ 饒陽・ ⁵ 東鹿県										5 処		
計 5		鎮 市											0 処		
新 稅 務 地		州 県	1～5の地										5 処		
計 5		鎮 市											0 処		
存 続 地		州 県	1～5の地										5 処		
計 5		鎮 市											0 処		
不 明 地											0 処	不 明 率	0 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 166頁参照。
- (2) (1)の書165頁に掲載。
- (3) (1)の書166頁に掲載。
- (4) (1)の書167頁の地理表を移録。

9 磁州

(1) 酒統計

磁州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

磁州 G9

舊。在城及滏陽・邯鄲・武安・昭徳県・固鎮・觀臺・臺村・
^①大趙・^②二祖・北陽・邑城店十二務

- ①原文, 原空とす
郭下県, 酒務に入れず
- ②原文, 村臺。志, 臺村

歳 49,250貫
 熙寧十年祖額 63,386貫 890文
 買撲 3,384貫 402文

旧額49,250貫，新額（官売+買撲）66,770貫（文は計算せず）で，両額の差額は17,520貫，増加率36%になる。官売額63,386貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は95%，買撲額3,384貫が占める比率である買撲率は5%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

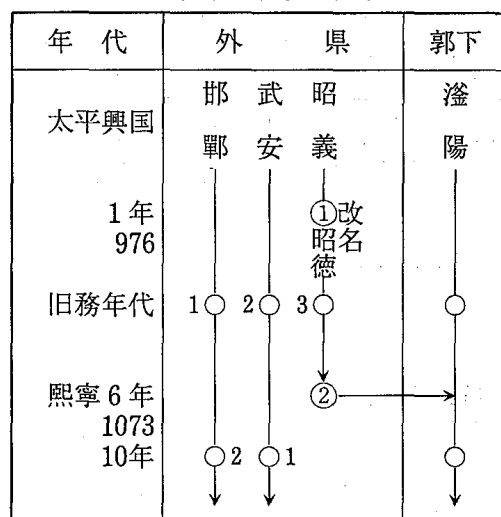
G9 磁州 銭 額 表

旧 額	49,250 貫	
新 額	官売	63,386 貫
	買撲	3,384 貫
	計	66,770 貫
新旧差額	17,520 貫	
増 額 率	36 %	
官 売 率	95 %	
買 撲 率	5 %	

(2) 酒務表

寰宇記56・九域志2により太平興國中～元豊間の磁州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県3・鎮市7を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

G9 磁州 県変遷図



図によれば熙寧6年前の旧外県3で，また県酒務3であるので，県置務率は(3÷3)は100%になる。州県務（在城+県務3）は4務である。全酒務地11処に占める州県務の比率である州県務率(4÷11)は，36%になる。鎮市務は7務で，鎮市務率(7÷11)は，64%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²邯鄆・³武安・⁴昭徳県（州県務4）及び⁵固鎮・⁶觀臺・⁷臺村・⁸大趙・⁹二祖・¹⁰北陽・¹¹邑城店（鎮市務7）の計11処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地11処に占める併設地の比率である併設率(11÷11)は，100%になる。旧商税務12処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率(11÷12)は，92%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は，酒統計に□印を付した上記の

1～3の地（州県務3），及び5～9・11の地（鎮市務6）で計9処である。新商税10処³⁾に対する新税務地の比率である対新商税率（9÷10）は，90%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁴⁾にみえる存続地は，酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～3の地（州県務3），及び4・5～11の地（鎮市務8）で計11処である。酒務地11処に占める存続地の比率である存続率（11÷11）は，100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく，不明率0%である。以上の磁州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G9 磁州 格上 地理表（主戸20,024 客戸9,101 計29,125 土貢 磁石）

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計 5
上 滏陽	郭下	2 4	200	0	昭徳・觀臺・二祖・臺村鎮	漳水，滏水	2
上 邯鄲	東北 70	2 1	50	0	大趙鎮	漳水，牛首水	2
上 武安	西北 95	2 3	150	鉄冶 1	北陽・固・邑城鎮	洺水	1
計 3		6 8	133	1	土産 磁石，磁毛		2種

G9 磁州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存
3	3	100	4	36	7	64	11	11	100	12	92	9	82	10	90	11	100
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 邯鄲・ ³ 武安・ ⁴ 昭徳県														4 処	
計 11	鎮 市	⁵ 固鎮・ ⁶ 觀臺・ ⁷ 臺村・ ⁸ 大趙・ ⁹ 二祖・ ¹⁰ 北陽・ ¹¹ 邑城店														7 処	
新 税 務 地	州 県	1～3の地														3 処	
計 9	鎮 市	5～9・11の地														6 処	
存 続 地	州 県	1～3の地														3 処	
計 11	鎮 市	4～11の地														8 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注 1 滏陽県は郭下，酒務数に入れず
 2 昭徳県は熙寧6年に鎮に降格，新商税務置かれず
 3 北陽に新商税務置かれず

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著168頁参照。
- (2) (1)の書167頁に掲載。
- (3) (1)の書167～168頁に掲載。
- (4) (1)の書169頁の地理表を移録。

10 祁州

(1) 酒統計

祁州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

祁州 G10
○□△ ○□△ ○□△
 舊。在城及鼓城・深澤県三務
①

①原文、彭。志、鼓

歳	31,984貫
熙寧十年祖額	34,591貫 723文
買撲	2,192貫 496文

旧額31,984貫，新額（官売＋買撲）36,783貫（文は計算せず）で，両額の差額は4,799貫，増加率15%になる。官売額34,591貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は94%，買撲額2,192貫が占める比率である買撲率は6%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

G10 祁州 銭額表

旧 額	31,984 貫	
新 額	官売	34,591 貫
	買撲	2,192 貫
	計	36,783 貫
新旧差額	4,799 貫	
増 額 率	15 %	
官 売 率	94 %	
買 撲 率	6 %	

(2) 酒務表

寰宇記60・九域志2により太平興國中～元豊間の祁州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒計は在城・県2を記すが，それらの酒からは旧務年代は不明であるの

で、一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧6年前の旧外県2で、また県酒務2であるので、県置務率は $(2 \div 2)$ は100%になる。州県務（在城+県務2）は3務である。全酒務地3処に占める州県務の比率である州県務率 $(3 \div 3)$ は、100%になる。鎮市務はなく、鎮市務率0%である。

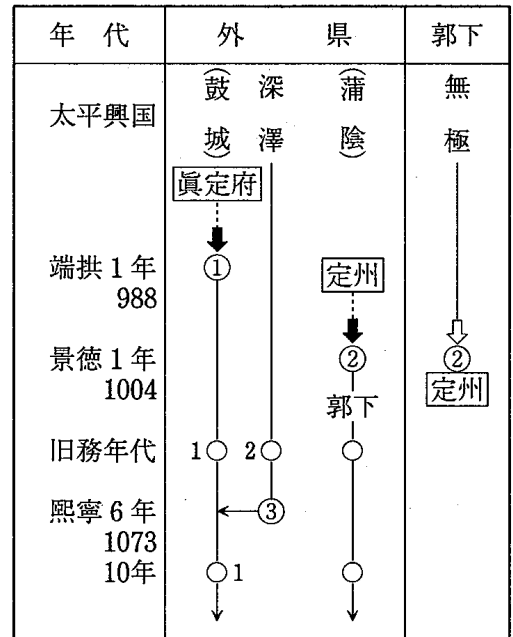
次に酒統計に○印を付した¹在城・²鼓城・³深澤県（州県務3）の計3処が酒務・旧商税務

の併設地である。全酒務地3処に占める併設地の比率である併設率 $(3 \div 3)$ は、100%になる。旧商税務3処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 $(3 \div 3)$ は、100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1～3の地（州県務3）の計3処である。酒務地3処に対する新税務地の比率である新務地率 $(3 \div 3)$ は、100%になる。新商税務3処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 $(3 \div 3)$ は、100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～3の地（州県務3）で計3処である。酒務地3処に占める存続地の比率である存続率 $(3 \div 3)$ は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の祁州の酒・諸数値を酒表に整理して示す。

G10 祁州 県変遷図



G10 祁州 格中 地理表（主戸21,268 客戸224 計21,492 貢 花繩）

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計 5
望 蒲陰	郭下	7 0 0	0			唐河, 沙河, 雷源水	3
望 鼓城	西南 100	3 1 33	0	深澤鎮		滹沱河, 盤蒲澤	2
計 2		10 1 10	0	土 産	兩窠絞綬, 羅綺, 楊藜, 常山, 人蓆, 磁器 (同定州)		6 種

G10 祁州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存
2	2	100	3	100	0	0	3	3	100	3	100	3	100	3	100	3	100
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 鼓城・ ³ 深澤県														3 処	
計 3	鎮 市															0 処	
新 稅 務 地	州 県	1～3の地														3 処	
計 3	鎮 市															0 処	
存 続 地	州 県	1～3の地														3 処	
計 3	鎮 市															0 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 169～170頁参照。
- (2) (1)の書169頁に掲載。
- (3) (1)の書169頁に掲載。
- (4) (1)の書170頁の地理表を移録。

11 趙州

(1) 酒統計

趙州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

趙州 <u>G11</u>	
① 在城及臨城・高邑・柏郷・寧晉・隆平・贊皇県七務	
歳	56,203貫
熙寧十年祖額	44,348貫068文
買撲	3,735貫036文

注 贊皇県・柏郷県は熙寧5年に、隆平県は6年に鎮に降格

①酒統計は趙州を G12保州の後に置く
商税統計の記載順序に従うことに
する

旧額56,203貫，新額（官売+買撲）48,083貫（文は計算せず）で，両額の差額は-8,120貫，増加率-14%になる。官売額44,348貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は92%，買撲額3,735貫が占める比率である買撲率は8%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

G11 趙州 銭 額 表

旧 額	56,203 貫	
新 額	官売	44,348 貫
	買撲	3,735 貫
	計	48,083 貫
新旧差額	-8,120 貫	
増 額 率	-14 %	
官 売 率	92 %	
買 撲 率	8 %	

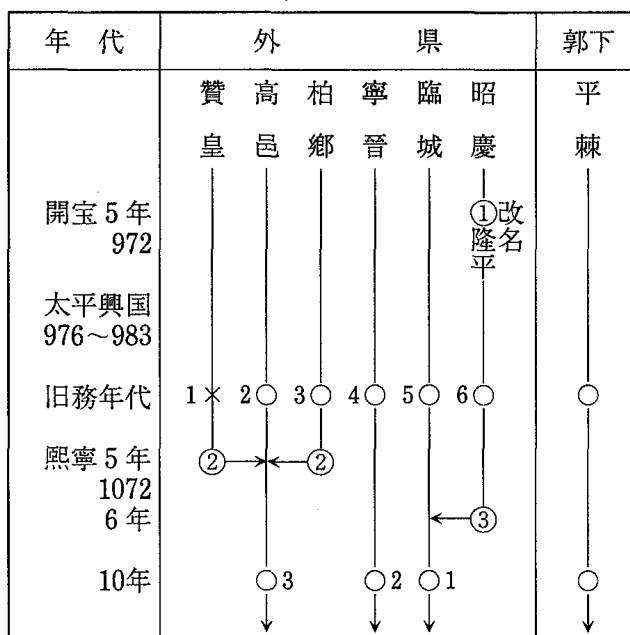
(2) 酒務表

寰宇記60・九域志2により太平興國中～元豊間の趙州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県5・鎮市務1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

図によれば熙寧5年前の旧外県6で，また県酒務6であるので，県置務率は(6÷6)は100%になる。州県務（在城+県務6）は7務である。全酒務地7処に占める州県務の比率である州県務率(7÷7)は，100%になる。鎮市務はなく，鎮市務率は，0%である。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²臨城・³高邑・⁴柏郷・⁵寧晉・⁶隆平県（州県務6）の計6処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地7処に占める併設地の比率である併設率（6÷7）は、86%になる。旧商税務6処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率（6÷6）は、100%になる。

G11 趙州 県変遷図



次に酒務地に新商税務が設置され

た新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1~3・5の地（州県務4）、及び4の地・⁷贊皇鎮（鎮市2）の計6処である。酒務地7処に対する新税務地の比率である新務地率（6÷7）は、86%になる。新商税務7処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率（6÷7）は、86%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1~3・5の地（州県務4）及び4・6・7の地（鎮市務3）で計7処である。酒務地7処に占める存続地の比率である存続率（7÷7）は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の趙州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G11 趙州 格望 地理表（主戸35,481 客戸6,256 計41,737 貢 絹, 綿）

格	県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計6
望	平棘	郭下	5	0	0	0		洩水, 槐水	2
望	寧晉	西南 41	4	1	25	0	奉城鎮	洩水, 寢水	2
上	臨城	西南 103	4	1	25	0	隆平鎮	洩水	1
中	高邑	西南 42	5	2	40	0	柏郷・贊皇鎮	洩水	1
計 4			18	4	22	0	土産 絲布, 綿, 帛, 石榴		4種

G11 趙州 酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	対 旧 商 稅 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	対 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率
6	6	100	7	100	0	0	7	6	86	6	100	6	86	7	86	7	100
併 設 地		州 県	¹ 在城・ ² 臨城・ ³ 高邑・ ⁴ 柏郷・ ⁵ 寧晉・ ⁶ 隆平													6 処	
計 6		鎮 市														0 処	
新 稅 務 地		州 県	1～3・5の地													4 処	
計 6		鎮 市	4の地・ ⁷ 贊皇													2 処	
存 続 地		州 県	1～3・5の地													4 処	
計 7		鎮 市	4・6・7の地													3 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注 1 柏郷・贊皇県は熙寧5年に、隆平県は6年に鎮に降格。隆平に新商稅務置かれず
 2 旧務時代に贊皇県には商稅務を置かず

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，171頁参照。
- (2) (1)の書171頁に掲載。
- (3) (1)の書171頁に掲載。
- (4) (1)の書172頁の地理表を移録。

12 保州

(1) 酒統計

保州の旧酒務及び新旧酒錢額は次の如くである。

保州 G12	
舊。在城一務	
歲	40,229貫
熙寧十年祖額	33,260貫076文
買撲	2,726貫244文

旧額40,229貫，新額（官売+買撲）35,986貫（文は計算せず）で，両額の差額は-4,243貫，増加率-11%になる。官売額33,260貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は92%，買撲額2,726貫が占める比率である買撲率は8%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

G12 保州 銭額表

旧 額	40,229 貫	
新 額	官売	33,260 貫
	買撲	2,726 貫
	計	35,986 貫
新旧差額	-4,243 貫	
増 額 率	-11 %	
官 売 率	92 %	
買 撲 率	8 %	

(2) 酒務表

寰宇記68・九域志2により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城1務を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県0であるので，県置務率はない。州県務（在城）は1務である。全酒務地1処に占める州県務の比率である州県務率（1÷1）は，100%になる。鎮市務はなく，鎮市務率0%である。

G12 保州 県変遷図

年 代	外 県	郭 下	州 軍 名
建隆元年 960	ナシ	清苑 莫州 ↓ ③	保塞軍 ①
太平興国6年 981		②④ 保改名	昇格 ② 保州
旧務年代		○	
熙寧10年 1077		○	

次に保州の併設地・新税務地・存続地は酒統計に○□△印を付した¹在城のみである。旧商税務⁽²⁾・新商税務⁽³⁾は共に1処であり，諸比率は100%になる。また地理表⁽⁴⁾に見えない不明地はなく，不明率0%である。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G12 保州 格下 地理表 (主戸21,453 客戸3,420 計24,873 貢 絹)

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計 2
望 保塞	郭下	8 0	0	寨 1	郎山寨	沈水, 饋軍河	2
計 1		8 0	0	1	土 産 蓯容, 人參, 絹 (原文, 同莫州)		3種

G12 保州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存
0	0	—	1	100	0	0	1	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
併 設 地	州 県	1 在城														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
新 税 務 地	州 県	1 の地														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
存 続 地	州 県	1 の地														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
不 明 地												0 処	不 明 率	0 %			

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 173頁参照。
- (2) (1)の書172頁に掲載。
- (3) (1)の書173頁に掲載。
- (4) (1)の書174頁の地理表を移録。

13 安肅軍

(1) 酒統計

安肅軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

安肅軍 G13	
○□△ 舊。在城一務	
歳	22,507貫
熙寧十年祖額	29,006貫728文
買撲	301貫788文

旧額22,507貫，新額（官売+買撲）29,307貫（文は計算せず）で，両額の差額は6,800貫，増加率30%になる。官売額29,006貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は99%，買撲額301貫が占める比率である買撲率は1%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

G13 安肅軍 銭額表

旧 額	22,507 貫	
新 額	官売	29,006 貫
	買撲	301 貫
	計	29,307 貫
新旧差額	6,800 貫	
増 額 率	30 %	
官 売 率	99 %	
買 撲 率	1 %	

(2) 酒務表

寰宇記174~175・九域志2により太平興國中～元豊間の安肅軍諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城1務を記すが，酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県0であるので，県置務率はない。州県務（在城）は1務である。全酒務地1処に占める州県務の比率である州県務率（1÷1）は，100%になる。鎮市務はなくで，鎮市務率0%である。

G13 安肅軍 県変遷図

年 代	外 県	郭 下	軍 名
太平興国 6年 981	ナシ	梁門口塞 ↓ 昇格 ①②③ 静戎県	寨 ↓ 昇格 ① 静戎軍
景德 1年 1004		改名 ④ 安肅	改名 ④ 安肅軍
旧務年代		○	↓
熙寧10年 1077		○	↓

次に併設地・新税務地・存続地は酒統計に○□△印を付した¹在城のみで，また

旧商税務⁽²⁾・新商税務⁽³⁾も各1処であるので、諸比率は共に100%である。なお地理表⁽⁴⁾に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の安肅軍の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G13 安肅軍 格同下州 地理表 (主戸5,097 客戸1,004 計6,101 貢 絀)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考		水 系	計
中	安肅	郭下	3	0	0	0			易水, 漕河	2
計	1		3	0	0	0	土産	不記		

G13 安肅軍 酒 務 表

外	置	置	州	州	鎮	鎮	酒	併	併	旧	対	新	新	新	対	存	存	
県	務	務	県	県	市	市	務	設	設	商	税	税	務	税	続	続		
0	0	一	1	100	0	0	1	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	
併設地		州県	1 在城														1 処	
計		1	鎮市															0 処
新税務地		州県	1 の地														1 処	
計		1	鎮市															0 処
存続地		州県	1 の地														1 処	
計		1	鎮市															0 処
不明地														0 処	不明率	0 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 174~175頁参照。
- (2) (1)の書174頁に掲載。
- (3) (1)の書174頁に掲載。
- (4) (1)の書175頁の地理表を移録。

14 永寧軍

(1) 酒統計

永寧軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

永寧軍 G14	
① ○□△	
舊。在城及博野県二務	
②	
歳	21,162貫
熙寧十年祖額	35,551貫485文
買撲	3,022貫988文

①原文，州

②郭下県。酒務数に入れず

旧額21,162貫，新額（官売+買撲）38,573貫（文は計算せず）で，両額の差額は17,411貫，増加率82%になる。官売額35,551貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は92%，買撲額3,022が占める比率である買撲率は8%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

G14 永寧軍 銭 額 表

旧 額	21,162 貫	
新 額	官売	35,551 貫
	買撲	3,022 貫
	計	38,573 貫
新旧差額	17,411 貫	
増 額 率	82 %	
官 売 率	92 %	
買 撲 率	8 %	

(2) 酒務表

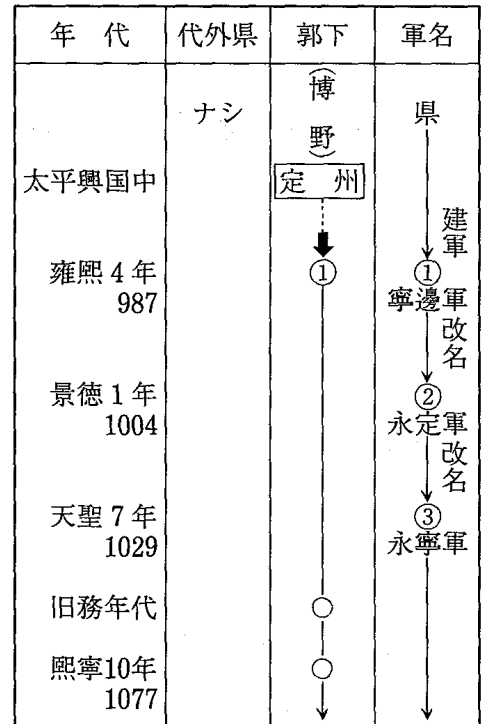
寰宇記68・九域志2により太平興國中～元豊間の永寧軍諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城1務のみを記すが，酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県0であるので，県置務率はない。州県務（在城1）は1務である。全酒務地1処に占める州県務の比率である州県務率（1÷1）は，100%になる。鎮市務はなく，鎮市務率0%である。

次に併設地・新税務地・存続地は酒統計に○□△印を付した¹在城のみであり，旧商税務⁽²⁾・新商税務⁽³⁾も共に1処で，諸比率は100%になる。また地理表⁽⁴⁾に見

えない不明地はなく不明率0%である。以上の永寧軍の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G14 永寧軍 県変遷図



G14 永寧軍 格同下州 地理表 (主戸13,582 客戸9,057 計22,639 貢 紬)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備考	水系	計2
望	博野	郭下	7	1		0	新橋鎮	沙河, 唐河	2
計 1			7	1		0	土産 兩窠紋綾, 羅奇, 楊藜, 常山, 人蓩, 磁器 (原文, 同定州)		6種

G14 永寧軍 酒務表

外	置	置	州	州	鎮	鎮	酒	併	併	旧	对	新	新	新	对	存	存
県	務	務	県	県	市	市	務	設	設	商	税	税	商	税	続	続	
0	0	—	1	100	0	0	1	1	100	1	100	1	100	2	50	1	100
併設地		州県	1 在城														1 処
計 1		鎮市															0 処
新税務地		州県	1 の地														1 処
計 1		鎮市															0 処
存続地		州県	1 の地														1 処
計 1		鎮市															0 処
不明地															0 処	不明率	0 %

注 博野県は郭下, 酒務数に入れず

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，176頁参照。
- (2) (1)の書175頁に掲載。
- (3) (1)の書176頁に掲載。
- (4) (1)の書177頁の地理表を移録。

15 廣信軍

(1) 酒統計

廣信軍の旧酒務及び新旧酒錢額は次の如くである。

廣信軍 G15	
舊。在城一務	
歲	28,685貫
熙寧十年祖額	16,397貫790文
買撲不記	

旧額貫28,685，新額（官売＋買撲）16,397貫（文は計算せず）で，両額の差額は－12,288貫，増加－43％になる。官売額16,397貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は100％，買撲額はなく買撲率は0％である。以上の諸数値を錢額表にまとめる。

G15 廣信軍 錢額表

旧 額	28,685 貫	
新 額	官売	16,397 貫
	買撲	0 貫
	計	16,397 貫
新旧差額	－12,288 貫	
増 額 率	－43 %	
官 売 率	100 %	
買 撲 率	0 %	

(2) 酒務表

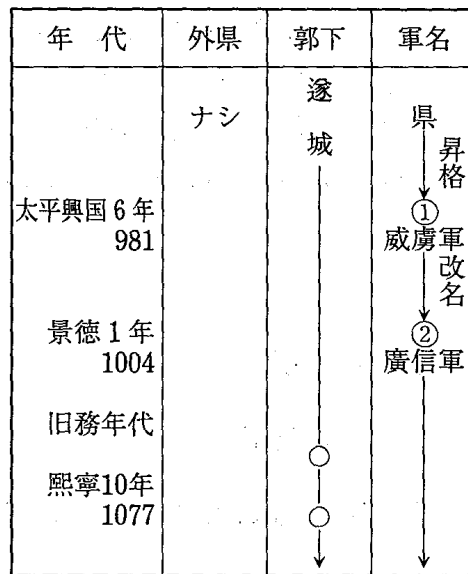
寰宇記68・九域志2により太平興國中～元豊間の廣信軍諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城1務を記すが，酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県0で、県置務率は0%である。州県務（在城）は1務である。全酒務地1処に占める州県務の比率である州県務率（1÷1）は100%になる。鎮市務はなく、鎮市務率0%である。

次に酒務は酒統計に○□△印を付した¹在城のみであり、併設地・新稅務地・存続地・旧商稅務⁽²⁾・新商稅務⁽³⁾は共に1処であり、諸比率は100%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理

表⁽⁴⁾に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の廣信軍の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G15 廣信軍 県変遷図



G15 廣信軍 格同下州 地理表 (主戸3,173 客戸180 計3,353 貢 紬)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 3
中	遂城	郭下	4	0	0	0		易水、漕水、鮑河	3
計 1			4	0	0	0	土産 ナシ		

G15 廣信軍 酒 務 表

外 県	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	対 稅 商 率	新 稅 務 地	新 務 地 率	新 商 稅 務	対 稅 商 率	存 続 地	存 続 率
0	0	1	100	0	0	1	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
併 設 地		州 県	¹ 在城													1 処
計 1		鎮 市														0 処
新 稅 務 地		州 県	1の地													1 処
計 1		鎮 市														0 処
存 続 地		州 県	1の地													1 処
計 1		鎮 市														0 処
不 明 地													0 処	不明率	0 %	

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，177頁参照。
- (2) (1)の書177頁に掲載。
- (3) (1)の書177頁に掲載。
- (4) (1)の書178頁の地理表を移録。

16 順安軍

(1) 酒統計

順安軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

順安軍 G16
 舊。在城及高陽^{○□△}県^{○□△}二務^①

①原文，欠

歳	14,407貫
熙寧十年祖額	11,454貫221文
買撲	1,208貫641文

旧額14,407貫，新額（官売＋買撲）12,662貫（文は計算せず）で，両額の差額は-1,745貫，増加率-12%になる。官売額11,454貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は90%，買撲額1,208貫が占める比率である買撲率は10%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

G16 順安軍 銭 額 表

旧 額	14,407 貫	
新 額	官売	11,454 貫
	買撲	1,208 貫
	計	12,662 貫
新旧差額	-1,745 貫	
増 額 率	-12 %	
官 売 率	90 %	
買 撲 率	10 %	

(2) 酒務表

九域志2により太平興國中～元豊間の順安軍諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，

一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

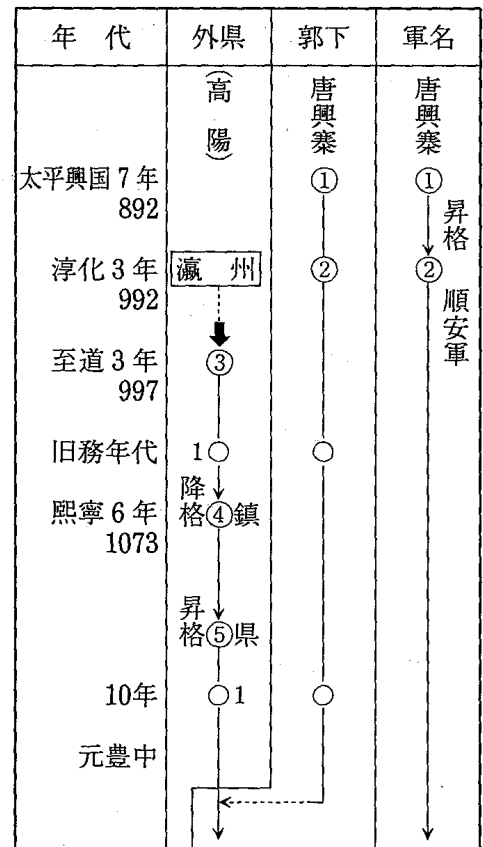
図によれば熙寧6年前の旧外県1で、また県酒務1であるので、県置務率は(1÷1)は100%になる。州県務(在城+県務1)は2務である。全酒務地2処に占める州県務の比率である州県務率(2÷2)は、100%になる。鎮市務はなく、鎮市務率0%である。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²高陽県(州県務2)の計2処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地2処に占める併設地の比率である併設率(2÷2)は、100%になる。旧商税務2処²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率(2÷2)は、100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置され新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1・2の地(州県務2)の計2処である。酒務地2処に対する新税務地の比率である新務地率(2÷2)は、100%になる。新商税務2処³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率(2÷2)は、100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1・2の地(州県務2)の計2処である。酒務地2処に占める存続地の比率である存続率(2÷2)は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の順安軍の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

G16 順安軍 県変遷図



G16 順安軍 格同下州 地理表 (主戸6,106 客戸3,831 計9,937 貢 絹)

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計 2
中 高陽	郭下	2	0	0		徐河, 百濟河	2
計 1		2	0	0	土 産	不記	

G16 順安軍 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	
1	1	100	2	100	0	0	2	2	100	2	100	2	100	2	100	2	100	2	100
併 設 地	州 県	1 在城・2 高陽県														2 処			
計 2	鎮 市															0 処			
新 税 務 地	州 県	1・2 の地														2 処			
計 2	鎮 市															0 処			
存 続 地	州 県	1・2 の地														2 処			
計 2	鎮 市															0 処			
不 明 地												0 処	不 明 率	0 %					

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著179頁参照。
- (2) (1)の書178頁に掲載。
- (3) (1)の書178頁に掲載。
- (4) (1)の書180頁の地理表を移録。

17 通利軍

(1) 酒統計

通利軍の旧酒務及び旧酒銭額は次の如くである。

通利軍 G17

舊。在城及黎陽・衛県・李周・苑橋・淇門鎮六務
①

歳 31,552貫

今廢

通利軍は熙寧3年に廢されたので旧額31,552貫のみで、新額はない。以上の数値を錢額表に示す。

(2) 酒務表

寰宇記57, 九域志2・衛州, 方域5により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県1・鎮市3を記すが、それらの酒務からは旧務年代は不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧3年前の旧外県1で、また県酒務1であるので県置務率(1÷1)は、100%である。州県務(在城+県務1)は2務である。全酒務地5処に占める州県務の比率である州県務率(2÷5)は、40%になる。鎮市務は3務で、鎮市務率(3÷5)は、60%になる。

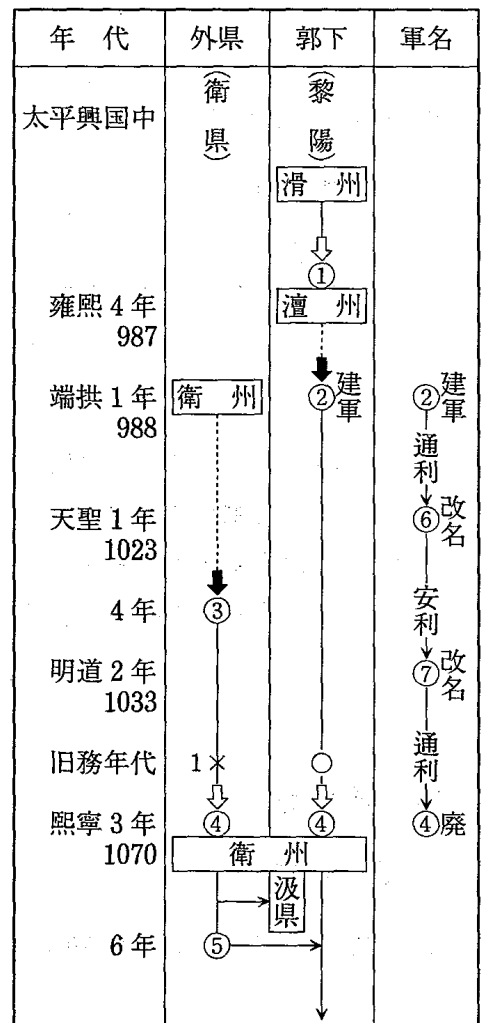
次に酒統計に○印を付した¹在城(州県務1)及び²苑橋・³淇門鎮(鎮市務2)の計3処が酒務・旧商税務の併設地である。旧商税務3処に占め

①郭下県。酒務数に入れず

G17 通利軍 錢額表

旧 額	31,552 貫	
新 額	官売	— 貫
	買撲	— 貫
	計	今廢
新旧差額	— 貫	
増 額 率	— %	
官 売 率	— %	
買 撲 率	— %	

G17 通利軍 県変遷図



注：淇門鎮の汲県への併入は、熙寧3年に行われた可能性もある。

る併設地の比率である対旧商稅務率 (3÷5) は、60%になる。

次に通利軍は熙寧3年に廢され衛州に併入され、新稅務地・存続地・不明地は衛州に記されるので、ここでは示さない。以上の酒務・諸數値を酒務表に整理して示す。なお参考のため通利軍旧域の地理表⁽³⁾を示しておく。

G17 通利軍旧域 地理表 (主客戸1,360)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備考	水系	計
中	黎陽	郭下	4	3	75	0	衛・苑橋・淇門鎮	黄河, 永濟渠	2
計	1		4	3	75	0	土産 絹, 絲		2種

注1 土産・主客戸は寰宇記57による

2 淇門鎮は汲県に属するが、旧域の鎮である

G17 通利軍 酒務表

外	置	置	州	州	鎮	鎮	酒	併	併	旧	对	新	新	新	对	存	存
県	務	務	県	県	市	市	務	設	設	商	旧	稅	稅	稅	稅	続	続
1	1	100	2	40	3	60	5	3	60	3	100	—	—	—	—	—	—
併設地	州	1	在城														1 処
計	3	鎮市	2	苑橋・淇門鎮													2 処
新稅務地	州																— 処
計	鎮市																— 処
存続地	州																— 処
計	鎮市																— 処
不明地												— 処	不明率				— %

注 黎陽県は郭下、酒務数に入れず
衛県・李周に旧商稅務は置かれず

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著181頁参照。
- (2) (1)の書180頁に掲載。
- (3) (1)の書182頁の地理表を移録。

おわりに

河北西路17州軍の酒額をまとめると表1の如くである。G1 眞定府の元豊戸約8万戸で、元豊に近い熙寧10年の新商税額約5万貫であり、戸・商税共に河北西路でトップクラスである。熙寧10年の酒新額も約10貫でトップクラスである。逆に戸・商税が最低レベルクラスのG15廣信軍・G16順安軍（戸各約3千・9千、商税各約4千貫）の新酒額は各約1.6万・1.2万貫で低レベルクラスに属する。なお商税額の大小は酒額の大小と多くの州軍で一致する。河北西路では戸・商税の大小がおおまかには酒額の大小と一致するとみてよいであろう。

次に熙寧3年に廃され衛州に併入されたG17通利軍を除く16州軍の新旧酒額の相違をみると、減額州軍・増額州軍共に8州軍であるが、路全体では7%減である。減額率は12~43%で、増額率は0.1~82%の範囲であり、同率の州軍はG1 眞定府とG3 定州の減額率23%である。また各州軍の新旧額の減額差4千~3万貫の範囲で、増額は約90貫~2万貫の範囲であるが、差額が同額の州軍はない。このように各州軍の新旧の増減率及び税額差が一定ではないので、齊一的・均一的な増減対策は行われなかったことがわかる。増減率・差額に一定の傾向がみられないのであるから、新旧額の相違は主として酒消費量自体の変動により生じたとみななければならない。

次に官売額・買撲額をみると、路全体の熙寧十年の官売額約78万貫、買撲額約7万貫で、その差は約71万貫であり、官売額が買撲額の約12倍である。官売が路全体の92%を占め、買撲は8%に過ぎない。また各州軍の官売額・買撲額をみると全州軍で相違しているのので、各州軍に対する同額の割付販売は行われなかったことがわかる。しかし各州軍における官売率・買撲率をみると、同率州軍は91%のG1・G8、92%のG2・G4・G11・G12・G14、94%のG7・G10、95%のG3・

G9, 100%のG5・G15などで、16州軍中の13州軍にみられる。これらの同率は偶然とは考え難いので、それらの13州軍では対策として同率販売が行われたのではなかろうか。しかし3州軍（G6・G13・G16）の官売額・買撲額はそれぞれ都市エリア・郷村エリアの消費量が反映した額である。

官売制は行政都市エリア・地方小都市エリア＝都市エリアに、買撲制は主に郷村エリアに適用されたが、上にみたように官売額が買撲額よりはるかに高額であるので、都市エリアの酒消費量が郷村エリアよりはるかに多い。郷村エリアより都市エリアの酒消費量大であることは当然予想されるのであるが、表1の数値はそのことを裏付ける。

表1 G河北西路 銭額総合表

州軍	旧額	新額	差額	増額率	官売	買撲	官売率	買撲率	戸	商税
G1 眞定府	135,938	104,732	-31,206	-23	95,445	9,287	91	9	82,607	47,420
G2 相州	50,441	51,005	564	1	46,980	4,025	92	8	47,846	19,360
G3 定州	146,521	113,547	-32,974	-23	107,908	5,639	95	5	59,260	29,782
G4 邢州	64,683	71,513	6,830	11	65,865	5,648	92	8	60,633	23,475
G5 懷州	41,243	34,770	-6,473	-16	34,697	73	100	0	32,916	13,698
G6 衛州	41,012	62,968	21,959	54	46,491	16,477	74	26	47,716	31,001
G7 洺州	56,877	56,962	85	0.1	53,544	3,418	94	6	35,759	15,339
G8 深州	79,004	67,215	-11,789	-15	61,332	5,883	91	9	38,768	18,527
G9 磁州	49,250	66,770	17,520	36	63,386	3,384	95	5	29,125	20,640
G10 祁州	31,984	36,783	4,799	15	34,591	2,192	94	6	21,492	15,257
G11 趙州	56,203	48,083	-8,120	-14	44,348	3,735	92	8	41,737	17,498
G12 保州	40,229	35,986	-4,243	-11	33,260	2,726	92	8	24,873	11,073
G13 安肅軍	22,507	29,307	6,800	30	29,006	301	99	1	6,101	4,103
G14 永寧軍	21,162	38,573	17,411	82	35,551	3,022	92	8	22,639	11,128
G15 廣信軍	28,685	16,397	-12,288	-43	16,397	0	100	0	3,353	4,084
G16 順安軍	14,407	12,662	-1,745	-12	11,454	1,208	90	10	9,937	4,435
G17 通利軍	31,552	廢	-	-	-	-	-	-	-	-
計	911,698	847,273	-64,425	-7	780,255	67,018	92	8	564,762	286,820

次に表2は17州軍の酒務表を総括したものである。注目したいのは旧務年代(旧商税務表)・熙寧10年(新商税務表)・元豊(地理表)で確認できない不明地が4例にとどまり、全体の約4%に過ぎず、存続率が約90%と甚だ高率であることである。不明地率4%・存続率約90%は、社会的・経済的に安定性が高かったことを証し、同時に熙寧10年の商税の新務表に旧酒務地がみえる場合、その地に熙寧10年でも酒務が置かれた確率が甚だ高いことを意味する。

次に表2によれば全酒務95処で、その内訳は州県酒務68、鎮市務27である。旧商税務地102処に対し併設地81処で、商税務のみの地は21処である。併設率が路

表2 G河北西路 酒務総合表

州軍	州県務	鎮市務	全酒務	併設地	併設率	対旧商率	新税務地	新務地率	対新商率	存続地	存続率	不明地	不明率	旧商税務	新商税務
G1	7	1	8	8	100	57	7	88	78	7	88	0	0	14	9
G2	6	1	7	7	100	100	7	100	100	7	100	0	0	7	7
G3	6	1	7	7	100	41	7	100	78	7	100	0	0	17	9
G4	8	3	11	7	64	100	10	91	100	11	100	0	0	7	10
G5	4	5	9	7	78	88	7	78	100	7	78	2	22	8	7
G6	4	1	5	4	80	50	4	80	31	4	80	1	20	8	13
G7	6	5	11	7	64	78	9	82	82	10	91	1	9	9	11
G8	5	0	5	5	100	100	5	100	100	5	100	0	0	5	5
G9	4	7	11	11	100	92	9	82	90	11	100	0	0	12	10
G10	3	0	3	3	100	100	3	100	100	3	100	0	0	3	3
G11	7	0	7	6	86	100	6	86	86	7	100	0	0	6	7
G12	1	0	1	1	100	100	1	100	100	1	100	0	0	1	1
G13	1	0	1	1	100	100	1	100	100	1	100	0	0	1	1
G14	1	0	1	1	100	100	1	100	50	1	100	0	0	1	2
G15	1	0	1	1	100	100	1	100	100	1	100	0	0	1	1
G16	2	0	2	2	100	100	2	100	100	2	100	0	0	2	2
G17	2	3	5	3	60	100	—	—	—	—	—	—	—	3	—
計	68	27	95	81	85	79	80	84	82	85	89	4	4	102	98

全体としては約80%と高率で、併設率が70%未満の州軍3と少ない。このことは河北西路の都市には酒務・商税務の併設が一般的に行われたことを証する。また新商税務が置かれた新務地率も84%と高率である。

次に表3によれば旧務時代の酒務地93で、そのうち旧務時代の行政都市67・地方小都市17で都市が酒務地の約90%を占めるので、酒務のほとんどは都市に置かれた。酒務のみが置かれた町は9処と少ない。小都市・町は36処で行政都市67の約54%である。地方小都市はG9磁州のみに多く（7処）、小都市が0（9州軍）ま

表3 G河北西路 旧務時代の行政都市・地方小都市・町

州 軍	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17	計
行政都市	7	6	6	8	4	4	6	5	4	3	7	1	1	1	1	2	1	67
地方小都市	1	1	1	1	3	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	2	17
町	0	0	0	2	2	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
酒務（計）	8	7	7	11	9	5	11	5	11	3	7	1	1	1	1	2	3	93

行政都市数：各州軍の酒務表の州県数（酒務・商税務が併設されず酒務のみの県を含む）

G4南和県・G4任県・G11贊皇県は酒務のみ

地方小都市数：各州軍の酒務表併設地欄の鎮市数

町数：酒務－（行政都市数＋地方小都市数）

注1 糜州・糜軍を除く

2 G16は酒務のみの県2、且つ新額時代では両県は鎮に降格

表4 G河北西路路 新務時代の行政都市・地方小都市・町

州 軍	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	計
行政都市	7	6	6	7	4	4	6	5	3	3	4	1	1	1	1	2	61
地方小都市	0	1	1	3	3	0	3	0	6	0	2	0	0	0	0	0	19
町	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	4
税務不置県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
存続地	7	7	7	11	7	4	10	5	11	3	7	1	1	1	1	2	85

存続地＝行政都市＋地方小都市＋町＋税務不置県

行政都市：各州軍酒務表新税務地欄の州県数

地方小都市：各州軍酒務表新税務地欄の鎮市数

町：各州軍酒務表新税務地欄にみえず、存続地欄にみえる酒務地

G9の昭徳・北陽、G11隆平

税務不置県：各州軍酒務表の新税務地欄にみえず、存続地欄にみえる酒務設置の県

G4任県

たは1(5州軍)の州軍14と多い。町がない州軍は13州軍に及ぶ。小都市と町との合計が0または1の州軍11であり、河北西路の大半の州軍で小都市・町が発展していなかった。

契丹の一時的侵攻はあったが、すでに指摘したように河北西路は社会的・経済的に比較的安定していたとみえ、酒務地93処で元豊まで残っていた存続地は85処である。したがって少なくとも熙寧10年には85処の酒務地が存在したであろう。表4によれば、熙寧10年に新商税務が置かれた酒務地である新税務地の内訳は行政都市61, 地方小都市19, 町4, 税務不置県1(酒務のみの県)である。都市対町=81対4であり、町は都市81の約5%に過ぎない。また行政都市(税務不置県を含む)対地方小都市・町=62対23であり、地方小都市・町は行政都市の約37%である。旧務時代の54%に比して新務時代の地方小都市・町の行政都市に対する比率は低くなっている。ただし留意しなければならないのは、地理表に示した地名は九域志が採録した地であり、九域志は草市を採録していないので、存続地は旧酒務地より少なくなる場合があることである。換言すれば存続地85(表4)・存続率89%(表2)以上になる可能性がある。

新務時代では河北西路には少なくとも商税務・酒務が併置された行政都市62(酒務不置県を含む)・地方小都市19, 酒務のみが置かれた町4が存在したであろう。